

## 佐賀建連及び佐建国保 9 月 26 日以降の 新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の取り扱い

### ■ 「みなし入院」によるお支払い対象

- ・ 2022 年 9 月 26(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された組合員は、以下の【重症化リスクの高い方】に限り、給付金等のお支払い対象とします。

#### 【重症化リスクの高い方】

- 65 歳以上の組合員
- 入院を要する組合員
- 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な組合員
- 妊娠中の組合員

※入院日数期間がわかる公的証明書が必要です。

※2022 年 9 月 25 日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、みなし入院をされた組合員については、重症化リスクの高い方に限らず、同月 26 日以後にご請求された場合でも、これまでどおり給付金等をお支払いします。

#### 《参考》新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		新型コロナウイルス感染症と診断された日(診断日)	
		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合		○お支払い対象	○お支払い対象
宿泊療養・自宅療養 された場合 (みなし入院)	【重症化リスクの高い方】 ※上記参照	○お支払い対象	○お支払い対象
	上記以外の組合員	○お支払い対象	×お支払い対象外

※内容については、こくみん共済 coop の取り扱い見直しを基に対応としています。

※手続きは、所属支部へお問い合わせください。

※今後の改正等や社会情勢に鑑み、取り扱いが変更する場合には案内をいたします。